

財務省告示第二百九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年七月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二トン
三	トン
四	五、 七五トン
五	四八二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
トン	四一五トン	三、一八トン	二三、七三八トン	一、七九二トン	一三二トン	二六三、一三七トン	三六、七五トン	一、四四二、二四一トン	二六、五七四トン	三六三トン	七八四トン	六、四七トン	・三トン	トン	二トン

二九	四六トン
二八	トン
二七	一、九四七トン
二六	三八八トン
二五	トン
二四	一トン
二三	七三トン
三三	一七トン
一一	一一、五四三トン